所有者等の探索の開始について (お知らせ)

下記2の土地は、表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。)であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条 後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等(所有権又は共有持分が帰 属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。) をいう。)について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することがで きます。

令和7年11月7日

熊本地方法務局阿蘇大津支局 登記官 川 畑 文 保

記

- 1 手続番号 第3305-2025-7106号 (中止前の手続番号 第3305-2025-7048号)
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 阿蘇郡小国町大字西里字松野1778番
- 3 地目 墓地
- 4 地積 330平方メートル
- 5 意見又は資料の提出先

 \mp 8 6 2 - 0 9 7 1

熊本市中央区大江三丁目1番53号 熊本地方法務局不動産登記部門 連絡先(096)364-2221